

広情個審第49号
令和4年11月1日

広島市監査委員 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成31年3月28日付け広監第383号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第292号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成31年3月28日付け広監第383号の諮問事案（諮問第292号事案）

平成30年10月26日付けの公文書開示請求に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が同年12月18日付け広監第235号で行った公文書部分開示決定に対する同月29日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った上記の公文書部分開示決定を取り消し、以下に従って改めて部分開示決定を行うべきである。

- (1) 別表の「③不開示で妥当な情報」欄に掲げる情報について、実施機関が不開示としたことは妥当である。
- (2) 実施機関は、別表の「④開示すべき情報」欄に掲げる情報について、開示すべきである。
- (3) 実施機関は、別表の「⑤不開示の理由が不適切な情報」欄に掲げる情報について、不開示理由を変更すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が請求人に対して行った公文書部分開示決定を取り消し、法令の規定に従って開示を行うとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 請求者その他の公務員でない個人の氏名等は、個人情報であるから、非開示で妥当である。また、法人等に関する情報であって、法人等の社会的な地位を害すると認められるものがある場合には、これも非開示で妥当である。しかし、その他の内容については開示されるべきである。

イ 本来開示されるべき内容に対する非開示理由は、「公にすることにより、今後の監査の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」である。本件の部分開示された文書は、広島市ホームページに「監査の結果」として公表した部分（既公表部分）を除いて、開示とはほど遠く、ほとんどが黒塗りという、極めて残念な対応となっていた（黒塗り部分には、ホームページに公表されている事実証明書の件名も含まれていると考えられる。）。

ウ 「支障を及ぼすおそれ」とは、単にその可能性があるという程度ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されているものであり、極めて限定的である。情報公開は開示が原則であり、例外的に非開示を認めているのであるから、ほとんどの内容を非開示としたことは法令の解釈を誤っている。その内容を個別具体的に判断し、「法的保護に値する蓋然性」のない部分については開示しなければならないものである。

エ 監査委員は、組織法上、優れた識見を有する委員等で構成される合議体であり、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されていると考えられている行政庁である。したがって、受け付けた住民監査請求に対して、どのような理由でどのような対応をしたのかを市民に明らかにすることは、監査委員に求められている当然の義務（説明責任）であり、その件名や請求の要旨などを全部非開示として公開しないことは、住民参画を忌避する行為であり、要件審査の内容や監査委員会議の議事内容を全面非開示とすることは密室行政にほかならない。

オ 監査委員が既に結論を出した案件である以上、公開に特段の支障はないはずで、例外的にどうしても公開に支障のあるものがあればその箇所のみを非公開にできること、住民訴訟(地方自治法第242条の2)では、監査手続の瑕疵を争うことが含まれていないことから、公開の必要性は高いと考えるのが筋である。

また、監査委員の発言が公開されると未成熟な考えなどが明らかになるおそれがあるという心配に関しては、監査委員として職務を遂行している以上、結果に責任を持つべきであり、審議に当たって監査委員が委縮して自由に意見が言えなくなる理由がどこにあるのか、非公開でしか言えない意見が公正、中立な立場に立った責任ある意見といえるのかということになるので、独任制の監査委員において非公開の理由とはならない。

カ 本件公文書に施された数多くの黒塗り箇所が、条例を正しく解釈した結果であるのか否かは、これら公文書をインカメラ審査することによって直ちに明らかになるものであると請求人は考えている。

キ 本件公文書においても、個別具体的に検討して、「今後の監査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が真に存在する場合（法的保護に値する蓋然性がある場合）のみ、その箇所を黒塗りとするべきであるから、そのように是正していただきたい。

3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件審査請求に係る対象公文書は、広島市職員措置請求書の受付について（第215号案件）（報

告) 外 14 件の公文書である。

対象公文書のうち、個人の氏名等、請求者の氏名等、事実証明書等、監査委員会議の議事の内容等を広島市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当するため不開示とし、その他の部分を開示する決定を行った。

不開示とした理由は次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 1 号について

- ア 措置請求人等の個人情報のうち氏名等の特定の個人を識別することができるものについては、これを不開示とする。
- イ 住民監査請求に係る請求書等に記されている公務員の氏名については、請求書等には当該公務員の名譽、信用等を毀損するおそれのあるものがあるため、公にすることについて本人の同意があるとは認められないため、これを不開示とする。
- ウ 住民監査請求に係る請求書等に記されている情報のうちアの個人情報以外の情報については、法人等を構成する個人の主張が含まれているおそれがあるため、匿名の作文のように、直ちに特定の個人を識別することはできないが公にすることにより特定の個人が識別され、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、これを不開示とする。

(2) 条例第 7 条第 2 号について

- ア 住民監査請求に係る請求書等には、法人等に関する情報で公にすることにより社会的な地位を害すると認められるものがあるため、これを不開示とする。
- イ 住民監査請求に係る請求書等に記されている情報のうちアの法人等に関する情報以外の情報については、措置請求人の主張が記されているため、匿名の作文のように、直ちに特定の法人等を識別することはできないが、公にすることにより特定の法人等が識別され、当該法人等の社会的地位を害すると認められるものがあるため、地方自治法により公表されることになっている監査の結果に係るものを除き、これを不開示とする。

(3) 条例第 7 条第 3 号について

監査委員会議の議事の内容などの審査や監査の結論に至る検討内容については、開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあるため、これを不開示とする。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第 1 条及び第 3 条の規定について

条例第 1 条は「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に

関する情報の公開について必要な事項を定めることにより（中略）市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする」と定め、条例第3条は「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに（中略）しなければならない」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

なお、条例第7条第1号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関連した情報で、秘匿すべき必要性が極めて高いものであり、公にすれば、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを対象としている。例としては、カルテ、反省文のようなもので、それらは当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報である。

(3) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は不開示情報から除くこととされている。

「法人」とは、会社法上の営利法人のほか、公益法人、社会福祉法人等の全ての法人をいい、「その他の団体」とは、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。

「競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの」とは、競争秩序を維持するとともに営業の自由を保障するため、社会通念上、事業を営むものが秘匿することを認められる情報である。また、「その他社会的な地位を害すると認められるもの」とは、競争上又は事業運営上の地位を害するものではないが、事業を営むものの社会的な評価を傷つけることとなる情報及び組織秩序を維持するため、社会通念上、団体の内部管理事項と認められる情報である。

ただし書に該当するか否かの判断は、開示する公益と開示することに伴う法人等の損害とを比較して行うものとする。

(4) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

なお、情報公開制度の目的の一つに、行政の意思決定過程を明らかにすることでその適正さを担保することがあることを考慮すれば、ここにいう「支障」については名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

(5) 本件部分開示決定における対象公文書及び不開示部分について

対象公文書は、広島市職員措置請求書の受付について（第215号案件）（報告）外14件の公文書であり、具体的には別表の「①対象公文書」欄のとおりである。

当審査会が見分したところ、不開示とされている部分は、別表の「②不開示部分」欄のとおりである。

各不開示部分の不開示事由該当性について、以下、検討する。

(6) 「広島市職員措置請求書の受付について（第215号案件）（報告）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「A 広島市職員措置請求書の受付について（第215号案件）（報告）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 広島市長措置請求書
- c 事実証明書

上記文書のうち、aは全部開示とされているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 広島市長措置請求書

「広島市長措置請求書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 市職員の氏名

- ・ 水路の地番等
- ・ 維持管理課が所属する区の名称
- ・ 措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名
- ・ 代理人の住所・職名・氏名・電話番号・FAX番号・印影

⑦ 市職員の氏名

実施機関は、市職員の氏名について、当該職員の名誉、信用等を毀損するおそれのあるもので、公にすることについて本人の同意があるとは認められないものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としている。

市職員の氏名は不開示とすべきであるが、その理由は、市職員の氏名を公にすると、既に公表されている職員名簿と照合することにより、維持管理課が所属する区の名称が明らかとなり、措置請求人（団体）の住所や名称等が特定可能となるため、条例第7条第2号により不開示とすべき情報であると認められることによる。

したがって、実施機関の理由の提示に不備があるので、実施機関は、市職員の氏名を条例第7条第1号により不開示とした決定を取り消し、条例第7条第2号により改めて不開示とすべきである。

⑧ 水路の地番等、維持管理課が所属する区の名称、措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名及び代理人の住所・職名・氏名・電話番号・FAX番号・印影

実施機関は、上記不開示部分について、措置請求を行った団体に関する情報であって、公にすることにより当該団体の社会的な地位を害すると認められるものであるとして、条例第7条第2号に該当するため不開示としている。

当審査会が見分したところ、水路の地番等、維持管理課が所属する区の名称についても、これらの情報を公にすると、措置請求人（団体）の住所や名称等が特定可能となる情報であることが確認できた。

住民監査請求を行うこと自体は権利であり、それによって社会的な地位が害されるということは望ましくないことであるが、現状に鑑みると、住民監査請求を行った団体及びその代理人が特定されてしまうと、それによってその団体及びその代理人の社会的地位の低下に結びつく懸念があることは否定できない。

したがって、上記不開示部分について、条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 事実証明書

⑦ 実施機関は、事実証明書について、請求書の趣旨を裏付ける資料であり、請求書と一体不可分の請求者個人に関する情報であることから、条例第7条第1号後段に該当するため不開示としたと説明する。

当審査会が見分したところ、事実証明書には、措置請求人（団体）の代理人が提出した質問書及びそれに対する回答が添付されているが、これらは、個人の人格と密接に関連した秘匿す

べき必要性が極めて高い情報であるとはいえ、氏名等を除いた部分を開示したとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、事実証明書について条例第7条第1号後段に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

- ㌦) また、実施機関は、事実証明書について、請求書の趣旨を裏付ける資料であり、請求書と一体不可分の当該任意団体に関する情報であるため、条例第7条第2号に該当するとも説明する。

しかし、条例第7条第2号は、前記(3)のとおり、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」を不開示とすることを定めた条文であるところ、実施機関は、公にすることにより当該法人等の社会的な地位を害すると認められる情報であることの説明を一切しておらず、当審査会として、実施機関の説明をそのまま認めることはできない。

一方で、当審査会が見分したところ、事実証明書には地図や写真等の公にすると措置請求人（団体）の特定につながる書面が多数添付されていることが確認できた。

前記アの㌦)で述べたとおり、措置請求人（団体）及びその代理人が特定されると、その団体及びその代理人の社会的地位の低下に結びつく懸念があることは否定できない。

したがって、事実証明書について、条例第7条第2号に該当するとした実施機関の判断は、その説明に不備があるが、不開示としたことは妥当である。

- ㌦) さらに、実施機関は、事実証明書について、非公開であることを前提として措置請求人が提出した資料であり、これを公開すると、将来の措置請求人が監査対象職員や第三者からの批判、非難等をおそれ、住民監査請求を控えるようになることも予想され、住民監査請求制度の適法かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの理由で、条例第7条第3号に該当するとも説明する。

しかしながら、前記(4)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われず、また、実施機関から提出された資料に基づく限り、当審査会として、本件について実施機関が主張するような住民監査請求制度の適法かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれを確認することはできなかった。

- ㌦) なお、事実証明書には、署名、印影等の個人に関する情報や、措置請求人（団体）の規約や収支報告書等の法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報があるが、個人に関する情報は条例第7条第1号により、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報は条例第7条第2号により不開示とすべき情報であり、実施機関の理由の提示には不備がある。

- ㌦) したがって、実施機関は、事実証明書について不開示とした決定を取り消し、措置請求人（団体）の特定につながる情報及び措置請求人の代理人の特定につながる情報については、いずれ

も条例第7条第2号により不開示とし、その他の個人に関する情報は条例第7条第1号により不開示とすべきであるが、その余については、開示すべきである。

(7) 「広島市職員措置請求（第215号案件）の受理、監査の実施及び陳述等について（通知）（伺い）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「B 広島市職員措置請求（第215号案件）の受理、監査の実施及び陳述等について（通知）（伺い）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 広島市職員措置請求の受理及び陳述等について（通知）
- c 広島市職員措置請求に伴う監査の実施及び意見書等の提出並びに陳述について（通知）

上記文書のうち、cは全部開示とされているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 広島市起案用紙

「広島市起案用紙」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 措置請求人（団体）の名称・代表者の氏名
- ・ 代理人の職名・氏名

これらについては、措置請求人（団体）及びその代理人に関する情報であって、公にすることにより当該団体及びその代理人の社会的な地位を害すると認められるものであることから、条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 広島市職員措置請求の受理及び陳述等について（通知）

「広島市職員措置請求の受理及び陳述等について（通知）」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 措置請求人（団体）の名称・代表者の氏名
- ・ 代理人の職名・氏名

これらについては、上記アと同様に、条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(8) 「平成30年第17回監査委員会議（9月4日開催）議事録の調製について（伺い）」のうち、平成30年8月2日付けで提出された住民監査請求に関する部分の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「C 「平成30年第17回監査委員会議（9月4日開催）議事録の調製について（伺い）」のうち、平成30年8月2日付けで提出された住民監査請求に関する部分」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 平成30年第17回監査委員会議議事要旨（別添：監査委員会議質疑応答要旨）
- c 監査委員会議次第
- d 広島市職員措置請求（第215号案件）の要件審査について

- e 要件審査調書
- f 住民監査請求に係る請求の要旨について（通知）（案）
- g 広島市職員措置請求（第215号案件）監査の実施計画について（案）

上記文書のうち、a及びcは全部開示とされているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 平成30年第17回監査委員会議事要旨（別添：監査委員会議質疑応答要旨）

「平成30年第17回監査委員会議事要旨（別添：監査委員会議質疑応答要旨）」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 各案件の議事
- ・ 発言者
- ・ 発言要旨
- ・ 監査委員会議質疑応答要旨（2枚目）の案件3－（2）の件名

㊦ 実施機関は、各案件の議事について、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結論に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。

しかしながら、当審査会が見分したところ、各案件の議事には、議事の概要が記載されているのみであり、実施機関が説明するような「監査等の具体的な手法や要件に関する監査委員会議の内容」は記されておらず、開示しても実施機関が想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

㊧ 実施機関は、発言者、発言要旨及び監査委員会議質疑応答要旨（2枚目）の案件3－（2）の件名について、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結論に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。

しかしながら、当審査会が見分したところ、発言者の欄には個々の委員の氏名は記載されていないことから、開示してもどの監査委員が発言したかを特定することはできないため、実施機関が想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

また、監査委員会議質疑応答要旨（2枚目）の案件3－（2）の件名は不開示となっているが、当審査会が見分したところ、公にしても実施機関の主張するような支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

一方で、発言要旨には個別の案件ごとの具体的な検討内容、個人に関する情報や法人に関する情報が記載されているが、当審査会が見分したところ、発言要旨は非公開の議事の場合の発

言内容を記録したものであり、開示されると、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあると認められることから、実施機関が発言要旨を不開示としたことは妥当である。

㉑ 以上のことから、実施機関は、各案件の議事、発言者及び案件3-(2)の監査委員会議質疑応答要旨の件名(2枚目)を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

イ 広島市職員措置請求(第215号案件)の要件審査について

㉒ 実施機関は、不開示部分の全てについて、要件審査の具体的手法や要件に関する監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理に支障を及ぼすことが予想されることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。

㉓ しかしながら、措置請求人(団体)の住所・名称・代表者の氏名、代理人の住所・職名・氏名及び請求の要旨については、前記(6)のアの広島市長措置請求書と同じ内容が確認されることから、前記(6)のアの広島市長措置請求書で既に開示されている情報については前記(6)のアに準じて開示すべきである。

その余については、審査の結果及び根拠となる法令の内容等が記載されているにすぎないため、不開示とする理由がない。

㉔ 以上のことから、実施機関は、「広島市職員措置請求(第215号案件)の要件審査について」の不開示部分について、全体を条例第7条第3号で不開示とした決定を取り消し、措置請求人(団体)の住所・名称・代表者の氏名、代理人の住所・職名・氏名及び請求の要旨については、前記(6)に準じて判断し、その余については、審査の結果及び根拠となる法令の内容等を記載しているにすぎないことから、開示すべきである。

ウ 要件審査調書

「要件審査調書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 項目(要件、請求書記載内容等、審査の結果及び備考)の内容

㉕ 実施機関は、上記不開示部分の全てについて、要件審査の具体的手法や要件に関する監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理に支障を及ぼすことが予想されることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。

㉖ しかし、「要件」については、地方自治法第242条による住民監査請求の要件等を記載しているものであり、開示しても、今後の事務処理に支障を及ぼすとは言い難い。

㉗ また、「請求書記載内容等」と「審査の結果」には請求書に記載された内容が項目ごとに分類して記載されるとともに、その審査結果等が記載され、「備考」には審査の結果を補足する内容が記載されており、「要件審査調書」の最終ページは全てが不開示となっているが、措置請求人(団体)及びその代理人の特定につながる住所、名称等を除き、不開示とすべき情報は見当たらなかった。

㉘ 以上のことから、実施機関は、「要件審査調書」の不開示部分について、全体を条例第7条第

3号に該当するとして不開示とした決定を取り消し、措置請求人（団体）及びその代理人の住所、名称等に関する情報については条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

エ 住民監査請求に係る請求の要旨について（通知）（案）

「住民監査請求に係る請求の要旨について（通知）（案）」は、以下の文書で構成され、ページ番号等を除きその全てが不開示となっている。

- ・ 市議会議長宛て通知（案）
- ・ 市長宛て通知（案）
- ・ 別紙（請求の要旨）

(7) 実施機関は、上記文書について、以下の2つの理由を挙げ、条例第7条第3号に該当すると説明する。

- ・ 要件審査の具体的手法や要件に関する監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理に支障を生じることが予想されるため。
- ・ 監査への対応の手掛かりを与えるとともに、監査の実施方法や日程等、監査委員の合理的裁量に委ねられるべき事項が、第三者の監視、批判の対象となり、法の予定しない制約が裁量権の行使に対して加えられ、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になることも予想されるため。

(イ) しかしながら、当審査会が見分したところ、実施機関が想定する条例第7条第3号に該当する事務処理に支障が生じるおそれを確認することはできなかった。

(ロ) したがって、市議会議長宛て通知（案）及び市長宛て通知（案）を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

(ハ) 別紙（請求の要旨）については、住民監査請求における通常の手続に関する内容や、既に請求人に開示している文書と同内容であり、同程度には開示すべきであり、全てを不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

(ニ) 以上のことから、実施機関は、「住民監査請求に係る請求の要旨について（通知）（案）」の不開示部分について、全体を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした決定を取り消し、市議会議長宛て通知（案）及び市長宛て通知（案）については開示し、別紙（請求の要旨）については、前記(6)のアと同様に、市職員の氏名、水路の地番等、区の名称や団体名等については条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

オ 広島市職員措置請求（第215号案件）監査の実施計画について（案）

「広島市職員措置請求（第215号案件）監査の実施計画について（案）」は、以下の文書で構成され、その全てが不開示となっている。

- ・ 広島市職員措置請求（第215号案件）監査の実施計画について（案）
- ・ 別紙1
- ・ 別紙2

・ 別紙3

(7) 実施機関は、上記文書について、以下の2つの理由を挙げ、条例第7条第3号に該当すると説明する。

- ・ 監査への対応の手掛かりを与えるとともに、監査の実施方法や日程等、監査委員の合理的裁量に委ねられるべき事項が、第三者の監視、批判の対象となり、法の予定しない制約が裁量権の行使に対して加えられ、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になることも予想されるため。
- ・ 意見陳述の手続に関する運営のあり方が第三者の批判や監視等の対象となり、あるいは開示された結果にとらわれて、今後の意見陳述の運営方法が一律化、硬直化するなど、意見陳述の実施に関する監査委員の裁量権の行使が法の予定するところを超えて事実上制約されることが生じることが予想されるため。

(8) しかしながら、前記(4)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われなかった。

(9) 当審査会が見分したところ、「広島市職員措置請求（第215号案件）監査の実施計画について（案）」には、請求の要旨や監査の日程、監査の方法等が記載されていた。

これらのうち、監査の日程については、公表されている受理決定日や、監査の期限である監査請求日から60日以内の日数で監査を行うことが記載されているが、これを公にしても、実施機関の想定するように「第三者の監視、批判の対象となり、法の予定しない制約が裁量権の行使に対して加えられ、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になることも予想される」とは言い難い。

また、監査の方法等についても、同様に、開示しても実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

さらに、請求の要旨については、前記(6)のAと同程度には開示すべきである。

したがって、「広島市職員措置請求（第215号案件）監査の実施計画について（案）」を不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

(10) 「別紙1」については、前記(9)の監査の日程に加え、他の監査委員会議や議会の委員会等の日程も併せて記載されている。

これらのうち、本件措置請求に関する監査の日程については、前記(9)のとおり、公にしても実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

議会の委員会等の日程については、市民からの問合せがあれば答えるものであり、その他の日程についても、これを開示しても実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

したがって、「別紙1」を不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

(11) 「別紙2」は、市長宛て並びに措置請求人（団体）及びその代理人宛ての通知であり、監査

の日程や意見書の提出期限等が記載されている。

これらのうち、措置請求人（団体）の名称・代表者の氏名及びその代理人の職名・氏名は条例第7条第2号に該当するため不開示とすべき情報であり、実施機関の理由の提示に不備がある。

また、その余については、公にしても実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

したがって、「別紙2」を不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

㌸ 「別紙3」は、陳述の公開に係る取扱いについての記載及び根拠となる要綱である。

これらについては、要綱とそれに基づく取扱いが記載されているのみであり、公にしても実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

したがって、「別紙3」を不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

㌹ 以上のことから、実施機関は、「広島市職員措置請求（第215号案件）監査の実施計画について（案）」の不開示部分について、全体を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした決定を取り消し、「広島市職員措置請求（第215号案件）監査の実施計画について（案）」に含まれる請求の要旨については、市職員の氏名、水路の地番等については前記(6)のアに準じて、「別紙2」に含まれる措置請求人（団体）の名称等及び代理人の氏名等については条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

(9) 「広島市職員措置請求（第215号案件）の議会等への通知について（伺い）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「D 広島市職員措置請求（第215号案件）の議会等への通知について（伺い）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 住民監査請求に係る請求の要旨について（通知）
- c 別紙（請求の要旨）
- d 根拠法令

上記文書のうち、a、b及びdは全部開示されている。

「c 別紙（請求の要旨）」の不開示部分については、前記(6)のアと同様の部分開示決定がなされており、実施機関の判断は妥当であるが、不開示とした理由の提示については、前記(6)のアで述べたとおり不備がある。

(10) 「住民票の写し等の請求について」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「E 住民票の写し等の請求について」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙

b 住民票の写し等の請求について

上記文書のうち、aは全部開示されている。

「b 住民票の写し等の請求について」の不開示部分は、請求に係る者の氏名及び住所であり、実施機関は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としており、実施機関の判断は妥当である。

(11) 「広島市職員措置請求に伴う陳述について（報告）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「F 広島市職員措置請求に伴う陳述について（報告）」は、次の文書で構成されている。

a 広島市起案用紙

b 下水道局施設部管路課回答

c 建設部維持管理課回答

上記文書のうち、a及びbは全部開示されている。

「c 建設部維持管理課回答」の不開示部分は、維持管理課が所属する区の名称であり、公にすると、措置請求人（団体）が特定されることにより、当該団体の社会的地位を害すると認められることから、条例第7条第2号の不開示理由が認められる。この限りにおいて、実施機関が、維持管理課が所属する区の名称を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

(12) 「監査請求に伴う請求人の陳述等について（報告）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「G 監査請求に伴う請求人の陳述等について（報告）」は、次の文書で構成されている。

a 広島市起案用紙

b 措置請求人（団体）の回答

c 措置請求人（団体）の代理人の回答

上記文書のうち、aは全部開示されている。

「b 措置請求人（団体）の回答」及び「c 措置請求人（団体）の代理人の回答」の不開示部分は、措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名・印影及び代理人の住所・職名・氏名・印影であり、実施機関はこれらを個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としている。

しかし、これらの情報は措置請求人（団体）及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすると当該団体及び当該個人の社会的な地位を害すると認められるものであることから、条例第7条第2号に該当するため不開示とすべきであり、実施機関の理由の提示には不備がある。

したがって、実施機関が不開示とした判断は妥当であるが、不開示理由を条例第7条第1号から第2号に改めるべきである。

- (13) 「広島市職員措置請求（第215号案件）に伴う請求内容を補足するための新たな証拠の仮提出について（報告）」、「広島市職員措置請求（第215号案件）に伴う請求内容を補足するための新たな証拠の提出について（報告）」及び「広島市職員措置請求（第215号案件）に伴う請求内容を補足するための新たな証拠の送付について（伺い）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「H 広島市職員措置請求（第215号案件）に伴う請求内容を補足するための新たな証拠の仮提出について（報告）」、「I 広島市職員措置請求（第215号案件）に伴う請求内容を補足するための新たな証拠の提出について（報告）」及び「J 広島市職員措置請求（第215号案件）に伴う請求内容を補足するための新たな証拠の送付について（伺い）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 広島市職員措置請求に伴う請求内容を補足するための新たな証拠について（Jのみ）
- c 提出証拠（写真等）

上記文書のうち、a及びbは全部開示されている。

「c 提出証拠（写真等）」の不開示部分は、写真及び写真撮影位置図であるが、実施機関はこれらを非公開であることを前提として請求者が提出する証拠であり、これらを公開すると、将来の請求者が監査対象職員や第三者からの批判、非難等をおそれ、住民監査請求を控えるようになることも予想されることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。

当審査会が見分したところ、実施機関から提出された資料に基づく限り、提出証拠（写真等）は問題とされている水路を撮影したものであり、公にすると、実施機関が主張するような問題が生じるおそれがあるか否かは必ずしも明らかではないが、少なくとも、当該水路が特定され、ひいては措置請求人（団体）が特定されることにより、当該団体の社会的な地位を害すると認められるため、条例第7条第2号による不開示理由があると認められる。

したがって、実施機関が提出証拠（写真等）を不開示としたことは妥当であるが、不開示理由を条例第7条第3号から第2号に改めるべきである。

- (14) 「意見書について（報告）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「K 意見書について（報告）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 広島市職員措置請求に伴う意見書の提出について

上記文書のうち、aは全部開示されている。

「b 広島市職員措置請求に伴う意見書の提出について」の不開示部分は、維持管理課が所属する区の名称であり、公にすると、措置請求人（団体）が特定されることにより、当該団体の社会的地位を害すると認められることから、条例第7条第2号の不開示理由が認められる。この限りにおいて、実施機関が、維持管理課が所属する区の名称を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

(15) 「平成30年第18回監査委員会議（9月10日開催）議事録の調製について（伺い）」のうち、平成30年8月2日付けで提出された住民監査請求に関する部分の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「L 「平成30年第18回監査委員会議（9月10日開催）議事録の調製について（伺い）」のうち、平成30年8月2日付けで提出された住民監査請求に関する部分」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 平成30年第18回監査委員会議議事要旨
- c 監査委員会議質疑応答要旨
- d 監査委員会議次第
- e 監査委員会議配席表（案件1）
- f 監査委員会議配席表（案件1（陳述時））
- g 広島市職員措置請求（第215号案件）に係る陳述について
- h 要綱
- i 提出証拠（写真等）

上記文書のうち、a、d、e及びfは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 平成30年第18回監査委員会議議事要旨

「平成30年第18回監査委員会議議事要旨」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 各案件の議事

これについては、前記(8)のアと同様に開示すべきである。

イ 監査委員会議質疑応答要旨

「監査委員会議質疑応答要旨」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名
- ・ 代理人の住所・職名・氏名
- ・ 市職員の氏名
- ・ 上記以外の個人の氏名
- ・ 維持管理課が所属する区の名称

(7) 実施機関は、上記不開示部分について、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結論に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。

(8) しかしながら、措置請求人（団体）の代表者及び措置請求人（団体）の代理人以外の個人（市職員を除く）の氏名については条例第7条第1号により、措置請求人（団体）及びその代理人に関する情報や維持管理課が所属する区の名称並びに区の名称の特定につながり得る同区の

維持管理課に所属する職員の氏名については条例第7条第2号により不開示とすべきであり、実施機関の理由の提示には不備がある。

㌸) したがって、実施機関は、これらの不開示部分の不開示理由について、条例第7条第3号から第1号及び第2号に改め、その余については開示すべきである。

ウ 広島市職員措置請求（第215号案件）に係る陳述について

「広島市職員措置請求（第215号案件）に係る陳述について」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 措置請求人（団体）の名称・代表者の氏名
- ・ 代理人の職名・氏名
- ・ 「3 請求の要旨」のうち、「(2) 請求の対象行為について」の内容の部分
- ・ 「(2) 請求の対象行為について」より後の項目

㌹) 実施機関は、上記不開示部分の全てについて、以下の2つの理由を挙げ、条例第7条第3号に該当すると説明する。

- ・ 監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結果に至る検討内容については、開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらす、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあるため。
- ・ 意見陳述の手続に関する運営のあり方が第三者の批判や監視等の対象となり、あるいは開示された結果にとらわれて、今後の意見陳述の運営方法が一律化、硬直化するなど、意見陳述の実施に関する監査委員の裁量権の行使が法の予定するところを超えて事実上制約されることが生じることが予想されるため。

㌺) しかしながら、前記(4)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われなかった。

㌻) また、措置請求人（団体）及びその代理人に関する情報は、公にすると当該団体及び当該個人の社会的な地位を害すると認められるものであることから、条例第7条第2号に該当するため不開示とすべきであり、条例第7条第3号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

㌼) 「3 請求の要旨」のうち、「(2) 請求の対象行為について」の内容の部分については、前記(6)のアの広島市長措置請求書において開示している部分については全て開示し、その余については開示すべきである。

㌽) 「(2) 請求の対象行為について」より後の項目については、前記(8)のウの㌺で開示すべきとした内容や、陳述に関する形式的な事項が記載されているものであり、公にしても実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

㌾) 以上のことから、実施機関は、「広島市職員措置請求（第215号案件）に係る陳述について」

の不開示部分について、全体を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした決定を取り消し、措置請求人（団体）の名称等及びその代理人の氏名等については、条例第7条第2号に該当するため不開示とし、「3 請求の要旨」のうち、「(2) 請求の対象行為について」の内容の部分については、前記(6)のアの広島市長措置請求書の不開示部分を除いて開示し、その余については開示すべきである。

エ 要綱

(7) 実施機関は、上記文書の全てについて、意見陳述の手續に関する運営のあり方が第三者の批判や監視等の対象となり、あるいは開示された結果にとらわれて、今後の意見陳述の運営方法が一律化、硬直化するなど、意見陳述の実施に関する監査委員の裁量権の行使が法の予定するところを超えて事実上制約されることが生じることが予想されることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。

(8) しかしながら、前記4の(1)で記載した条例第1条の趣旨や、行政手續の透明化を図る観点から、要綱については公にすることの公益性は高いと考えられる。

また、要綱の内容は、陳述等における必要事項を定めているにすぎず、公にしても実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

したがって、実施機関は、要綱を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

オ 提出証拠（写真等）

提出証拠（写真等）の不開示部分は、写真及び写真撮影位置図であるが、実施機関はこれらは非公開であることを前提として請求者が提出する書類であり、これらを公開すると、将来の請求者が監査対象職員や第三者からの批判、非難等をおそれ、住民監査請求を控えるようになることも予想されることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。

当審査会が見分したところ、この提出証拠（写真等）は、前記(3)の提出証拠（写真等）と同じものであり、前記(3)で述べたとおり実施機関から提出された資料に基づく限り、提出証拠（写真等）は問題とされている水路を撮影したものであり、公にすると、実施機関が主張するような問題が生じるおそれがあるか否かは必ずしも明らかではないが、少なくとも、当該水路が特定され、ひいては措置請求人（団体）が特定されることにより、当該団体の社会的な地位を害すると認められるため、条例第7条第2号による不開示理由があると認められる。

したがって、実施機関が提出証拠（写真等）を不開示としたことは妥当であるが、不開示理由を条例第7条第3号から第2号に改めるべきである。

(10) 「平成30年第19回監査委員会議（9月21日開催）議事録の調製について（伺い）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「M 平成30年第19回監査委員会議（9月21日開催）議事録の調製について（伺い）」は、次の文書で構成されている。

a 広島市起案用紙

- b 平成30年第19回監査委員会議事要旨
- c 監査委員会議質疑応答要旨
- d 監査委員会議次第
- e 監査委員会議配席表
- f 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（案）
- g 参考資料

上記文書のうち、a、d及びeは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 平成30年第19回監査委員会議事要旨

「平成30年第19回監査委員会議事要旨」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 案件1の議事

これについては、前記(8)のアの各案件の議事同様、開示すべきである。

イ 監査委員会議質疑応答要旨

「監査委員会議質疑応答要旨」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 発言者
- ・ 発言要旨

これらについては、前記(8)のアと同様に、実施機関が発言要旨を条例第7条第3号に該当するため不開示としたことは妥当であるが、発言者の欄を開示しても実施機関が想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難いことから、発言者を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

ウ 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（案）

「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（案）」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名
- ・ 代理人の住所・職名・氏名
- ・ 通知内容
- ・ 市職員の氏名

(7) 実施機関は、上記不開示部分の全てについて、監査委員により合議を行う以前の原案が開示された場合には、原案と実際の通知文を比較することによって合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理や審査における監査委員の自由な意見交換に支障を生じることも予想されるため、条例第7条第3号に該当すると説明する。

(8) しかしながら、前記(4)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われなかった。

(9) 当審査会が実際に公表されている監査結果と通知案を比較したところ、一部表現の差異はあ

るものの、公にしても実施機関の想定するような支障を及ぼすおそれを確認することはできなかった。

一方で、通知案には、措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名、代理人の住所・職名・氏名、水路の地番等、維持管理課が所属する区の名称及び市職員の氏名が含まれるが、これらは条例第7条第2号により不開示とすべき情報であり、実施機関の理由の提示には不備がある。

- ロ) したがって、実施機関は、「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知（案）」を不開示とした決定を取り消し、措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名、代理人の住所・職名・氏名、水路の地番等、維持管理課が所属する区の名称及び市職員の氏名を条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

エ 参考資料

「参考資料」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 参考資料1
- ・ 写真
- ・ 関係法令（抜粋）参考資料2
- ・ 意見書
- ・ 位置図

- ル) 実施機関は、上記不開示部分の全てについて、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結果に至る検討内容については、開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらす、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあるため、条例第7条第3号に該当し、不開示としている。

- レ) しかしながら、前記(4)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、支障を及ぼす具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われなかった。

- ロ) また、陳述内容については、一部仮名化されている部分等を除いては、前記(5)のイで対象にした監査委員会議質疑応答要旨と同じものであり、前記(5)のイで部分開示すべきと述べたものと同様に部分開示したとしても、実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

- リ) 写真及び位置図については、措置請求人（団体）の特定につながり得る情報であることから、条例第7条第2号により不開示とすべき情報であり、実施機関の理由の提示には不備がある。

- ル) 関係法令については、当該措置請求に関連する条例及び要綱を抜粋したものであるが、これを公にしても、実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

- ロ) 意見書については、前記(4)で部分開示されたものと同じ文書であり、前記(4)と同様に、維持管理課が所属する区の名称を条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきであり、全体を条例第7条第3号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではな

い。

㊦ したがって、実施機関は、参考資料を条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、陳述内容のうち前記(㊥)のイの監査委員会議質疑応答要旨で不開示とすべきと判断したのと同ーの部分、意見書のうち維持管理課が所属する区の名称、写真及び位置図を条例第7条第2号により不開示とし、その余は開示すべきである。

(17) 「広島市職員措置請求(第215号)の監査結果の通知等について(伺い)」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「N 広島市職員措置請求(第215号)の監査結果の通知等について(伺い)」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 説明
- c 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)(案)
- d 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果についての公表の鑑(案)

上記文書のうち、a及びdは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 説明

「説明」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 水路の地番等
- ・ 維持管理課が所属する区の名称
- ・ 市職員の氏名
- ・ 措置請求人(団体)の名称

(㊦) 実施機関は、上記不開示部分のうち、市職員の氏名については条例第7条第1号により、その他の不開示部分については条例第7条第2号に該当するため不開示としている。

(㊧) 「説明」は、措置請求に係る監査結果の公表に際し、通知の方法や、掲示板等への掲載時に固有名詞等をどのように記号表記するかを説明した文書である。

(㊨) 当審査会が見分したところ、これらの不開示部分を公にすると、措置請求人(団体)の情報が明らかとなることが確認できた。

(㊩) したがって、実施機関が不開示とした判断は妥当であるが、市職員の氏名については条例第7条第2号により不開示とすべきである。

イ 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)(案)

「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)(案)」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 措置請求人(団体)の住所・名称・代表者の氏名
- ・ 代理人の住所・職名・氏名

- ・ 水路の地番等
- ・ 維持管理課が所属する区の名称
- ・ 市職員の氏名

(7) 実施機関は、上記不開示部分のうち、市職員の氏名については条例第7条第1号により、その他の不開示部分については条例第7条第2号に該当するため不開示としている。

(8) 「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（案）」は、措置請求に係る監査結果の措置請求人（団体）及びその代理人宛ての通知案である。

(9) 当審査会が見分したところ、不開示部分はホームページ等で公表されている監査結果では記号表記に置き換えられている箇所であり、これらの不開示部分を公にすると、措置請求人（団体）の情報が明らかとなることが確認できた。

(10) したがって、実施機関が不開示とした判断は妥当であるが、市職員の氏名については条例第7条第2号により不開示とすべきである。

(10) 広島市職員措置請求（第215号案件）の監査結果の公表について（伺い）

別表の「①対象公文書」欄の「○ 広島市職員措置請求（第215号案件）の監査結果の公表について（伺い）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 案
- c 広島市職員に対する措置請求（第215号案件）に係る監査結果の公表（ホームページ）における表記について
- d 法定外公共物の占用料について
- e 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（ホームページ公表用原稿）
- f 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（原本の写し）

上記文書のうち、a、b、d及びeは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 広島市職員に対する措置請求（第215号案件）に係る監査結果の公表（ホームページ）における表記について

「広島市職員に対する措置請求（第215号案件）に係る監査結果の公表（ホームページ）における表記について」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 水路が所在する区の名称
- ・ 水路の地番等
- ・ 市職員の氏名
- ・ 措置請求人（団体）の名称

(7) 実施機関は、上記不開示部分のうち、市職員の氏名については条例第7条第1号により、その他の不開示部分については条例第7条第2号に該当するため不開示としている。

㌦) 当審査会が見分したところ、これらの不開示部分を公にすると、措置請求人（団体）の情報が明らかとなることが確認できた。

㌧) したがって、実施機関が不開示とした判断は妥当であるが、市職員の氏名については条例第7条第2号により不開示とすべきである。

イ 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（原本の写し）

「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（原本の写し）」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名
- ・ 代理人の住所・職名・氏名
- ・ 水路の地番等
- ・ 維持管理課が所属する区の名称
- ・ 市職員の氏名

㌦) 実施機関は、上記不開示部分のうち、市職員の氏名については条例第7条第1号により、その他の不開示部分については条例第7条第2号に該当するため不開示としている。

㌧) 「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）」は、措置請求に係る監査結果の措置請求人（団体）及びその代理人宛て通知の写しである。

㌨) 当審査会が見分したところ、不開示部分はホームページ等で公表されている監査結果では記号表記に置き換えられている箇所であり、これらの不開示部分を公にすると、措置請求人（団体）の情報が明らかとなることが確認できた。

㌩) したがって、実施機関が不開示とした判断は妥当であるが、市職員の氏名については条例第7条第2号により不開示とすべきである。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
A 広島市職員措置請求書の受付について(第215号案件)(報告)				
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b「広島市長措置請求書」	市職員の氏名	—	—	市職員の氏名
	水路の地番等	水路の地番等	—	—
	維持管理課が所属する区の名称	維持管理課が所属する区の名称	—	—
	措置請求人(団体)の住所・名称・代表者の氏名	措置請求人(団体)の住所・名称・代表者の氏名	—	—
	代理人の住所・職名・氏名・電話番号・FAX番号・印影	代理人の住所・職名・氏名・電話番号・FAX番号・印影	—	—
c「事実証明書」	事実証明書	—	⑤以外の情報	・措置請求人(団体)の特定につながる情報及び措置請求人の代理人の特定につながる情報 ・その他の個人に関する情報
B 広島市職員措置請求(第215号案件)の受理、監査の実施及び陳述等について(通知)(伺い)				
a「広島市起案用紙」	措置請求人(団体)の名称・代表者の氏名	措置請求人(団体)の名称・代表者の氏名	—	—
	代理人の職名・氏名	代理人の職名・氏名	—	—
b「広島市職員措置請求の受理及び陳述等について(通知)」	措置請求人(団体)の名称・代表者の氏名	措置請求人(団体)の名称・代表者の氏名	—	—
	代理人の職名・氏名	代理人の職名・氏名	—	—
c「広島市職員措置請求に伴う監査の実施及び意見書等の提出並びに陳述について(通知)」	—	—	—	—

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
C 「平成30年第17回監査委員会議（9月4日開催）議事録の調製について（伺い）」のうち、平成30年8月2日付けで提出された住民監査請求に関する部分				
a 「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b 「平成30年第17回監査委員会議事要旨（別添：監査委員会議質疑応答要旨）」	各案件の議事	—	各案件の議事	—
	発言者	—	発言者	—
	発言要旨	発言要旨	—	—
	監査委員会議質疑応答要旨（2枚目）の案件3-（2）の件名	—	監査委員会議質疑応答要旨（2枚目）の案件3-（2）の件名	—
c 「監査委員会議次第」	—	—	—	—
d 「広島市職員措置請求（第215号案件）の要件審査について」	措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名	—	—	措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名
	代理人の住所・職名・氏名	—	—	代理人の住所・職名・氏名
	請求の要旨	—	⑤以外の情報	請求の要旨（A bに準ずる。）
	「(3) 請求の要旨」より後の項目	—	「(3) 請求の要旨」より後の項目	—
e 「要件審査調書」	要件	—	要件	—
	請求書記載内容等	—	⑤以外の情報	・措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名 ・代理人の住所・職名・氏名 ・水路の地番等
	審査の結果	—	審査の結果	—
	備考	—	備考	—
	最終ページ	—	⑤以外の情報	措置請求人（団体）の名称

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報	
f「住民監査請求に係る請求の要旨について(通知)(案)」	市議会議員宛て通知(案)	—	市議会議員宛て通知(案)	—	
	市長宛て通知(案)	—	市長宛て通知(案)	—	
	別紙(請求の要旨)	—	⑤以外の情報	請求の要旨(A bに準ずる。)	
	g「広島市職員措置請求(第215号案件)監査の実施計画について(案)」	広島市職員措置請求(第215号案件)監査の実施計画について(案)	—	⑤以外の情報	請求の要旨(A bに準ずる。)
		別紙1	—	別紙1	—
		別紙2	—	⑤以外の情報	・措置請求人(団体)の名称・代表者の氏名 ・代理人の職名・氏名
別紙3		—	別紙3	—	
D 広島市職員措置請求(第215号案件)の議会等への通知について(伺い)	a「広島市起案用紙」	—	—	—	
	b「住民監査請求に係る請求の要旨について(通知)」	—	—	—	
	c「別紙(請求の要旨)」	水路の地番等	水路の地番等	—	—
		維持管理課が所属する区の名称	維持管理課が所属する区の名称	—	—
		市職員の氏名	—	—	市職員の氏名
		措置請求人(団体)の住所・名称・代表者の氏名	措置請求人(団体)の住所・名称・代表者の氏名	—	—
		代理人の住所・職名・氏名・電話番号・FAX番号・印影	代理人の住所・職名・氏名・電話番号・FAX番号・印影	—	—
d「根拠法令」	—	—	—	—	

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
E 住民票の写し等の請求について				
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b「住民票の写し等の請求について」	請求に係る者の氏名・住所	請求に係る者の氏名・住所	—	—
F 広島市職員措置請求に伴う陳述について（報告）				
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b「下水道局施設部管路課回答」	—	—	—	—
c「建設部維持管理課回答」	維持管理課が所属する区の名称	維持管理課が所属する区の名称	—	—
G 監査請求に伴う請求人の陳述等について（報告）				
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b「措置請求人（団体）の回答」	措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名・印影	—	—	措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名・印影
c「措置請求人（団体）の代理人の回答」	代理人の住所・職名・氏名・印影	—	—	代理人の住所・職名・氏名・印影
H 広島市職員措置請求（第215号案件）に伴う請求内容を補足するための新たな証拠の仮提出について（報告）				
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
c「提出証拠（写真等）」	提出証拠（写真等）	—	—	提出証拠（写真等）
I 広島市職員措置請求（第215号案件）に伴う請求内容を補足するための新たな証拠について（報告）				
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
c「提出証拠（写真等）」	提出証拠（写真等）	—	—	提出証拠（写真等）

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
<p>J 広島市職員措置請求（第215号案件）に伴う請求内容を補足するための新たな証拠の送付について（伺い）</p> <p>a「広島市起案用紙」</p> <p>b「広島市職員措置請求に伴う請求内容を補足するための新たな証拠について」</p> <p>c「提出証拠（写真等）」</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>提出証拠（写真等）</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>提出証拠（写真等）</p>
<p>K 意見書について（報告）</p> <p>a「広島市起案用紙」</p> <p>b「広島市職員措置請求に伴う意見書の提出について」</p>	<p>—</p> <p>維持管理課が所属する区の名称</p>	<p>—</p> <p>維持管理課が所属する区の名称</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>L 「平成30年第18回監査委員会議（9月10日開催）議事録の調製について（伺い）」のうち、平成30年8月2日付けで提出された住民監査請求に関する部分</p> <p>a「広島市起案用紙」</p> <p>b「平成30年第18回監査委員会議事要旨」</p>	<p>—</p> <p>各案件の議事</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>各案件の議事</p>	<p>—</p> <p>—</p>

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
c「監査委員会議質疑応答要旨」	措置請求人(団体)の住所・名称・代表者の氏名	—	—	措置請求人(団体)の住所・名称・代表者の氏名
	代理人の住所・職名・氏名	—	—	代理人の住所・職名・氏名
	市職員の氏名	—	監査事務局に所属する市職員の氏名	維持管理課に所属する市職員の氏名
	上記以外の個人の氏名	—	—	上記以外の個人の氏名
	維持管理課が所属する区の名称	—	—	維持管理課が所属する区の名称
d「監査委員会議次第」	—	—	—	—
e「監査委員会議配席表(案件1)」	—	—	—	—
f「監査委員会議配席表(案件1(陳述時))」	—	—	—	—
g「広島市職員措置請求(第215号案件)に係る陳述について」	措置請求人(団体)の名称・代表者の氏名	—	—	措置請求人(団体)の名称・代表者の氏名
	代理人の職名・氏名	—	—	代理人の職名・氏名
	「3 請求の要旨」のうち、「(2) 請求の対象行為について」の内容の部分	—	⑤以外の情報	「3 請求の要旨」のうち、「(2) 請求の対象行為について」の内容の部分(A bに準ずる。)
	「(2) 請求の対象行為について」より後の項目	—	「(2) 請求の対象行為について」より後の項目	—
h 要綱	要綱	—	要綱	—
i「提出証拠(写真等)」	「提出証拠(写真等)」	—	—	「提出証拠(写真等)」

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
M 平成30年第19回監査委員会議（9月21日開催）議事録の調製について（伺い）				
a 「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b 「平成30年第19回監査委員会議事要旨」	案件1の議事	—	案件1の議事	—
c 「監査委員会議質疑応答要旨」	発言者	—	発言者	—
	発言要旨	発言要旨	—	—
d 「監査委員会議次第」	—	—	—	—
e 「監査委員会議配席表」	—	—	—	—
f 「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（案）」	措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名	—	—	措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名
	代理人の住所・職名・氏名	—	—	代理人の住所・職名・氏名
	通知内容	—	⑤以外の情報	・水路の地番等 ・市職員の氏名 ・維持管理課の所属する区の名称 ・措置請求人（団体）の名称
	市職員の氏名	—	—	市職員の氏名
g 「参考資料」	参考資料1	—	⑤以外の情報	・措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名 ・代理人の住所・職名・氏名
	写真	—	—	写真
	関係法令（抜粋） 参考資料2	—	関係法令	—
	意見書	—	⑤以外の情報	維持管理課が所属する区の名称
	位置図	—	—	位置図

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
N 広島市職員措置請求(第215号)の監査結果の通知等について(伺い)				
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b「説明」	水路の地番等	水路の地番等	—	—
	維持管理課が所属する区の名称	維持管理課が所属する区の名称	—	—
	市職員の氏名	—	—	市職員の氏名
c「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)(案)」	措置請求人(団体)の名称	措置請求人(団体)の名称	—	—
	措置請求人(団体)の住所・名称・代表者の氏名	措置請求人(団体)の住所・名称・代表者の氏名	—	—
	代理人の住所・職名・氏名	代理人の住所・職名・氏名	—	—
	水路の地番等	水路の地番等	—	—
	維持管理課が所属する区の名称	維持管理課が所属する区の名称	—	—
	市職員の氏名	—	—	市職員の氏名
d「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果についての公表の鑑(案)」	—	—	—	—
0 広島市職員措置請求(第215号案件)の監査結果の公表について(伺い)				
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b「案」	—	—	—	—
c「広島市職員に対する措置請求(第215号案件)に係る監査結果の公表(ホームページ)における表記について」	水路が所在する区の名称	水路が所在する区の名称	—	—
	水路の地番等	水路の地番等	—	—
	市職員の氏名	—	—	市職員の氏名
	措置請求人(団体)の名称	措置請求人(団体)の名称	—	—
d「法定外公共物の占用料について」	—	—	—	—

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
e「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（ホームページ公表用原稿）」	—	—	—	—
f「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（原本の写し）」	措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名	措置請求人（団体）の住所・名称・代表者の氏名	—	—
	代理人の住所・職名・氏名	代理人の住所・職名・氏名	—	—
	水路の地番等	水路の地番等	—	—
	維持管理課が所属する区の名称	維持管理課が所属する区の名称	—	—
	市職員の氏名	—	—	市職員の氏名

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H31. 3. 28	広監第383号の諮問を受理 (諮問第292号で受理)
R1. 11. 12 (第1回審査会)	第2部会で審議
R1. 12. 10 (第2回審査会)	第2部会で審議
R2. 12. 24 (第3回審査会)	第2部会で審議
R3. 1. 22 (第4回審査会)	第2部会で審議
R3. 2. 26 (第5回審査会)	第2部会で審議
R3. 3. 26 (第6回審査会)	第2部会で審議
R3. 4. 23 (第7回審査会)	第2部会で審議
R3. 5. 28 (第8回審査会)	第2部会で審議
R3. 6. 25 (第9回審査会)	第2部会で審議
R3. 7. 30 (第10回審査会)	第2部会で審議
R3. 8. 27 (第11回審査会)	第2部会で審議
R3. 9. 24 (第12回審査会)	第2部会で審議
R3. 10. 22 (第13回審査会)	第2部会で審議
R3. 11. 26 (第14回審査会)	第2部会で審議

R 3. 1 2. 2 4 (第 1 5 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議
R 4. 1. 2 8 (第 1 6 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議
R 4. 2. 2 5 (第 1 7 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議
R 4. 3. 2 5 (第 1 8 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議
R 4. 7. 2 2 (第 1 9 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議
R 4. 8. 2 6 (第 2 0 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議
R 4. 9. 3 0 (第 2 1 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
栗 原 理	広島消費者協会会長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
安 井 正 和	広島テレビ放送株式会社 コンプライアンス推進室長